

農業委員会委員選挙のお知らせ

●選挙期日 平成23年6月19日(日)です。

●選挙の方法

市内全域を一つの区域として選挙が行われ、立候補者が定数(15人)を超えないときは、投票は行なわれません。

●投票できる方

農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方です。なお、投票日までに市外に転出したり、農家を廃業された方は投票できません。

●投票所案内はがき

投票が行われる場合は、投票所案内はがきを期日前投票の案内文書とともに封書にて郵送しますので、当日お持ちください。

●期日前投票

用事などで投票日に投票できない見込みの場合は、期日前投票をご利用ください。

期間：6月11日(土)～18日(土) 8時30分～20時、場所：市役所本庁舎4階

また、6月17日、18日に限り、北区・白石区・清田区・南区・西区の区役所または区民センターに設置する期日前投票所でも投票することができます。詳細については、投票所案内はがきに同封する、期日前投票に関する案内文書にてお知らせします。

●不在者投票

投票日に、旅行等で他市町村に滞在されている方や指定された病院に入院されている方は、不在者投票ができますので、市又は各区選挙管理委員会へお問い合わせください。

問い合わせ先

市選挙管理委員会 (電話211-3247)
各区選挙管理委員会 (各区役所内)

調整区域での農家住宅の建設に伴う農地転用許可について

平成21年12月に農地法が改正され、農地の転用許可の基準がこれまで以上に厳しくなりました。それに伴い、農家住宅を建設するための転用について、申請を受けてから知事許可が下りるまでに、これまで以上に時間がかかる場合があります。農家住宅の建設予定がある場合は、期間に余裕をもって、お早めにご相談ください。

ご不明な点、詳しい内容については、農業委員会事務局農地係までお問い合わせ願います。

農地の転用には許可が必要です

「自分の農地だから、許可や届け出などしなくても、自由に転用してもよいのでは？」と思っていないでしょうか。農地は個人の土地ですが、農地法の許可等がなければ「売買・賃借・転用」は一切できません。

農地は食料の供給にとって大切なものであり、一度農地以外のものにされると元に戻すのが困難です。将来に向かって優良な農地を確保できるよう、また乱開発につながる無計画な転用を防止するため、農地法により転用許可制度が定められています。

許可なく違反転用すると・・・

許可を受けないまま無断で転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用しない場合には農地法違反となり、3年以下の懲役または300万円以下の罰金という刑事罰が科せられることがあります。法人の場合は1億円以下の罰金になります。

問い合わせ先

札幌市農業委員会事務局 Tel.211-3636